

平成20年（行ウ）第231号 日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求事件
原告 吉澤文寿 外9名
被告 国

2009年（平成21年）9月4日

証 拠 説 明 書（6）

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 東 澤 靖

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 張 界 満

甲号証 番 号	標 題 (原本・写しの別)	作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
22	答申書	情報公開・ 個人情報保 護 審 査 会 2002/7/17	最高裁平成13年判決の後で、不開示決定処分に対する不服申立の諮問機関である内閣府情報公開審査会(当時)が、実質的に、最高裁平成13年判決の立場とは異なる答申を出していること、同答申は、通商産業省(当時)作成資料「原子力発電の経済性について」中の燃料費(核燃料サイクルコスト)内訳の算出根拠に関連する資料に関し、情報は、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを示していると考えられるとしつつ、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合には、不開示とする合理的な理由のない情報は開示とする情報公開法の定める開示請求制度の趣旨に照らし、開示することが適当でない認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当であるとされ、その範囲は、重層的な各階層で捉えていった結果、最終的には不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきものであるとしたこと等。
23	交際費支出関係情報の公開の是非と部分公開のあり方	写し 藤原静雄 2001/1	最高裁平成13年判決に対しては、研究者からも疑問が出され、「『情報』の単位の採り方が情報公開制度の趣旨と合致しているか」という疑問が生じるところである。「個人識別情報についてのみ、第6条2項という法的根拠があるから情報の細分化という態様で部分開示が義務付けられていると解すると、他の不開示情報については、『独立した一体的な情報』の範囲の捉え方次第で、情報公開条例で積み上げられてきた部分公開の範囲が後退するということになりかねない」と批判されていること等。
24	交際費情報公開判決と審査会の役割	写し 三宅弘 2002/10	最高裁平成13年判決に対して、実務家からも批判が出されていること等。
25	ひと筆 情報公開・最高裁判決補足意見に想う	写し 近藤卓史 2007/12	同上

26	新聞記事	写し	朝日新聞 2009/8/26	近時、日本政府（具体的には外務省）が、非核三原則について日本国民に対して明らかにしてこなかった米国との間の「核密約」をさらに隠蔽するために、米国がいったん公開を決定した交渉記録を再度不開示とするように米国に対して求めている事実が明らかとなったこと等。
27の1	新聞記事	写し	朝日新聞 1997/2/20	日本政府は、かつて日韓会談文書の公開を決定した韓国政府に対し、その非公開を要請し方針を変更させていたことがあること。
27の2	新聞記事	写し	朝日新聞 1997/2/20	日韓会談文書の公開に関する日本政府の対応は、「日本側は理屈ではない。感情的に反対している」（韓国外交筋）」と評されるような内容であったこと等。